

(別紙様式1)

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鳥取県  
農業委員会名： 倉吉市農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している       周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページ及び事務局に掲載
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している       作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約5日間
改善措置	特になし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している       概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特になし
------	------

(4) 議事録の公表

公表している       公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページで事務局に備え付ける旨掲載
改善措置	特になし

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 32 件、うち許可 32 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の受付時における書類確認、さらには必要に応じて申請者に対する聞き取りの実施及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付、事務局による関係法令・審査基準に基づく説明の後、全体で議案審議。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	32 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、ホームページで事務局で閲覧出来る旨公表。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25 日	処理期間(平均)	25 日
	是正措置	特になし			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 51 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の受付時における書類確認さらには必要に応じて申請者に対する聞き取りの実施及び事務局職員で事前に現地調査を実施している。総会当日は事務局2名・当番農業委員4名で現地確認調査を実施。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付、事務局による関係法令・審査基準に基づき転用事業内容、立地条件等説明の後、総合的に判断し全体で議案審議。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、ホームページで事務局で閲覧出来る旨公表。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	23 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	23 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	- 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	- 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	- 法人
	提出しなかった理由	-
	対応方針	-
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	- 法人
	対応状況	-

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 855 件 公表時期 平成27年12月 情報の提供方法: ホームページ、広報誌に掲載
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 601 件 取りまとめ時期 平成27年12月 情報の提供方法: 特になし
	是正措置	ホームページに掲載
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,148 ha 整備方法: 電算処理システムを導入し整備 データ更新: 毎月の住民基本台帳との照合及び毎年の固定資産台帳との突合並びに利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等その他補足調査を実施し毎月更新している。
	是正措置	特になし

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4, 148ha	49ha	1.18%
課 題	遊休農地は、条件不立地の場所が多く、農業従事者の高齢化、担い手不足等から、耕作放棄地の新規発生に歯止めがかからないのが現状である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20ha	2ha	10.00%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月	32人	9月～12月	
		調査方法	① 市全域を調査区域とし、目視による遊休農地の実態把握 ② 違反転用農地の早期発見 ③ 調査区域を8地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 ④ 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査(担当地区農業委員で判断) ⑤ 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査		
遊休農地への指導	実施時期: -				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		7月～8月	32人	9月～12月	
		調査方法	① 市全域を調査区域とし、目視による遊休農地の実態把握 ② 違反転用農地の早期発見 ③ 調査区域を8地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 ④ 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査(担当地区農業委員で判断) ⑤ 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査		
	遊休農地への指導	実施時期: -			
		指導件数: -	指導面積: -	指導対象者: -	
	遊休農地である旨の通知	件数: - 件	面積: - ha	対象者: - 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: - 件	面積: - ha	対象者: - 人	
その他の取組状況	農業委員により随時農地パトロールを実施				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成出来なかったが、遊休農地の所有者等への指導が確実に実行されており、徐々にではあるが解消されてきている。目標としてのハードルが高かった。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展しつつあるが、日常活動として定期的な指導・活動が必要であり、農地の出し手と受け手のマッチング活動を強化すること、農地中間管理事業の活用を周知する必要がある。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成出来なかったが、遊休農地の所有者等への意向調査が確実に進めており、徐々にではあるが解消されてきている。目標としてのハードルが高かった。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展しつつあるが、日常活動として定期的な指導・活動が必要であり、農地の出し手と受け手のマッチング活動を強化すること、農地中間管理事業の活用を周知する必要がある。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	農家数	2,872戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	325戸	147経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	23法人			
課 題	認定農業者の育成及び確保については新規認定候補者の掘り起し等により確保に努めているが、高齢化・規模縮小により更新手続をされない農業者が増えている。また、法人等については集落リーダーの不在、合意形成、事務手続き等の難しさがあり、組織化が進まないのが現状である。このため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	13経営	2法人	1団体
実 績 ②	- 経営	- 法人	- 団体
達成状況 (②/①×100)	- %	- %	- %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	目標案設定の考え方:農業委員会としても担い手育成に取り組んでいる農林課と連携し、現状把握に努め、平成27年度末時点における担い手の育成・確保目標を認定農業者160経営、特定農業法人2法人、特定農業団体1団体と定め、年間の目標も認定農業者11経営、特定農業法人2法人、特定農業団体1団体と定めた。当該目標の達成ため担い手育成に取り組んでいく必要があると考える。		
活動実績	担い手育成の取組方策について関係機関と調整を行い、農業委員等から意欲のある農業者の情報収集・掘り起しに努め、農林課と連携し認定の推進活動を実施したが、高齢化・規模縮小等により更新しない農業者が新規を上回った。	年間を通じて農林課・JA等が行う集落営農の法人化のための説明会や集落座談会に参画し、特定農業法人制度の周知や普及を図った。	年間を通じて農林課・JA等が行う特定農業団体設立のための説明会や集落座談会に参画し、特定農業団体制度の周知や普及を図った。

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	集落営農の法人化、他市からの農業生産法人の参入にあわせて推進し目標を達成できた。目標値は妥当であった。	現状では目標値が高すぎた。実態を踏まえた目標値の再設定が必要。	現状では目標値が高すぎた。実態を踏まえた目標値の再設定が必要。
活動に対する評価の案	普及の取り組みは計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	制度の理解が図られるよう継続的な支援が必要。	制度の普及を図る必要がある。

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	集落営農の法人化、他市からの農業生産法人の参入にあわせて推進し目標を達成できた。目標値は妥当であった。	現状では目標値が高すぎた。実態を踏まえた目標値の再設定が必要。	現状では目標値が高すぎた。実態を踏まえた目標値の再設定が必要。
活動に対する評価	普及の取り組みは計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	制度の理解が図られるよう継続的な支援が必要。	制度の普及を図る必要がある。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4, 148ha	989ha	23.84%
課 題	集落営農組織の法人化、規模拡大農家の設備の充実で農地の集積・流動化は進んでいるが、農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散化等から、農地の確保・有効利用・効率化が十分に図られているとはいいがたい。農地の面的集積を促進する上で、農地利用集積円滑化団体・農地中間管理機構が十分な調整機能を発揮し利用調整を図る必要がある。特に担い手が少ない地域にあつては早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
30. 6ha	- ha	- %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて、農業委員会を中心とした農地の利用集積に係る情報収集と規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者へ対するあっせん活動の強化。</li> <li>農業委員による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(遊休農地意向確認調査の結果を基に農地貸借が可能な農地を確定)</li> <li>農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を推進する。</li> <li>農地の面的集積を促進するため、農地利用集積円滑化団体との調整を図る。</li> </ul>
活動実績	認定農業者等担い手の経営規模が限界に近づいていることにより、目標を下回った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	集落営農組織の法人化が1組織にとどまったため、目標を大きく下回った。
活動に対する評価の案	担い手の経営規模が限界に近づいているので、効率的な土地利用の調整が必要となっている。また、農地利用集積円滑化団体を活用し、規模拡大を図ろうとする担い手の育成が必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	集落営農組織の法人化が1組織にとどまったため、目標を大きく下回った。
活動に対する評価	担い手の経営規模が限界に近づいているので、効率的な土地利用の調整が必要となっている。また、農地利用集積円滑化団体を活用し、規模拡大を図ろうとする担い手の育成が必要である。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	4, 148ha	0. 4ha	0.01%
課 題	遊休農地の増加に伴い残土等資材置場になるケースが多く、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。 特に、山間部にあつては、地元農業者の目も行き届かないところも多く、違反転用の発見が遅れがちになるため、担当地区委員の日々の監視活動が必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0. 4ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	○違反転用の発生防止と早期発見に向けた取組 違反転用防止についての啓発活動 (広報誌等で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。) 農地パトロールの一斉実施と担当地区農業委員による日々の点検活動。 ○違反転用の是正指導 違反転用対策委員会の開催 (違反転用者に対して事案調査を行い、原状回復等の是正指導の徹底。)
活動実績	広報誌による違反転用防止の啓発と7月に全市一斉農地パトロールの実施し、また担当地区農業委員の日常活動として違反転用農地の発生防止に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用防止は日々の点検活動が重要である。
活動に対する評価の案	違反転用防止の啓発活動を行った。また、日々の農業委員の活動の成果として平成27年度に違反転用事案は無かった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用防止は日々の点検活動が重要である。
活動に対する評価結果	違反転用防止の啓発活動を行った。また、日々の農業委員の活動の成果として平成27年度に違反転用事案は無かった。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。